

## 院内感染対策事業実施要綱 新旧対照表

新 通 知	現 行
<p style="text-align: center;">別添 院内感染対策事業実施要綱</p> <p>第1 院内感染対策施設整備事業 (略)</p> <p>第2 院内感染対策設備整備事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。 (1) 次に掲げるア～<u>ケ</u>のうち、いずれかに該当する病院であること。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 平成26年1月10日付健発0110第7号健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき厚生労働大臣が指定した病院</u></p> <p><u>ケ リハビリテーションを行う病院</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業 (略)</p>	<p style="text-align: center;">別添 院内感染対策事業実施要綱</p> <p>第1 院内感染対策施設整備事業 (略)</p> <p>第2 院内感染対策設備整備事業</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業内容 次の条件に該当する病院における院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備整備であること。 (1) 次に掲げるア～<u>ク</u>のうち、いずれかに該当する病院であること。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p><u>ク 平成21年3月30日付厚生労働省発医政第0330004号事務次官通知「医療提供体制施設整備交付金の交付について」に基づく次の病院</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(ア) がん診療施設</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(イ) 医学的リハビリテーション施設</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 院内感染地域支援ネットワーク相談事業 (略)</p>